

PM2.5（微小粒状物質）対応手順書

H25.12.9

1 県から注意喚起情報が提供される場合

- 午前5時～7時の1時間の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
→午前7時30分を目途に注意喚起
- 午前5時～正午の1時間の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
→12時30分を目途に注意喚起

※県が測定している場所のいずれかで超過した場合

2 注意喚起がでた場合の施設等の対応

- ・可能な限り、不要不急の外出を減らす
- ・可能な限り、屋外での長時間の運動を減らす
- ・屋内における換気や窓の開閉を必要最小限にする

（注意）外出時には、マスクの着用を促すこと。

3 注意喚起の情報入手方法

- ・NHK，四国放送によるテレビ放映
 - ・「すだちくんメール」による情報発信（個人での登録が可能）
 - ・徳島県ホームページへの掲載
 - ・県庁コールセンターで情報提供
- 電話 県庁：088-621-2500
南部：0884-23-2500
西部：0883-53-2500
- 利用時間 平日8：30～18：15

【すだちくんメールの登録方法について】

(1) 「すだちくんメール」の登録を行っていない方

次のアドレスの登録方法を御覧いただき、メールマガジン配信「微小粒子状物質（PM2.5情報）」の設定を行ってください。 <http://www.ourtokushima.jp/>

(2) 「すだちくんメール」の登録を行っている方

① パソコンの場合は、次のアドレスからログインして、画面右上の「ユーザ情報」をクリック後「お知らせメールの設定」「メルマガ」から、「微小粒子状物質（PM2.5情報）」を選択してください。

<http://www.ourtokushima.jp/>

② 携帯電話の場合は、次のアドレスからログインして、「お知らせメール」の「メルマガ」をクリック後、「微小粒子状物質（PM2.5情報）」を選択してください。

<http://www.ourtokushima.jp/mobile/>